

令和2年度 3年次編入学生の履修のてびき(生活環境学部生活環境学科)

卒業要件

1 修業年限

編入学後の修業年限は2年である。2年間で次項に定める単位を修得できない場合は、年限を延長することができる。ただし、編入学後の在学年数は、休学期間を除いて4年を超えることはできない。

2 卒業までに修得すべき最低単位数

本学では授業科目を共通教育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の三つに区分しており、この3区分を通して3年次編入学生は、編入学時に認定された単位を含めて、124単位以上を修得しなければならない。ただし、その単位のうちに、次の単位を含めて修得しなければならない。

- 1) 共通教育科目の中から 14単位以上
- 2) 基礎教育科目の中から 4単位以上
- 3) 専門教育科目の中から 80単位以上
- 4) 共通教育科目、基礎教育科目、専門教育科目の中から外国語科目を8単位以上（外国語科目の詳細は平成30年度履修便覧のp88「外国語科目に関する卒業要件」を参照すること。）

なお、平成30年度履修便覧のp200-202「教職に関する科目」、p204「教科又は教職に関する科目」、p239「学校図書館司書教諭課程科目」、及びp241「図書館司書課程科目」の単位を修得した場合、合計で上限20単位まで上記の卒業に必要な単位数に含める。ただし、編入学時に資格課程科目の卒業要件算入単位数として認められている単位数を含めて20単位とする。

履修に関する注意事項

- 1 令和2年度に3年次に編入学した学生に対して適用される履修要項は、平成30年度入学生に適用する履修要項(平成30年度履修便覧に掲載)による。ただし、開講学年や開講期等が変更されている場合があるので、大学・教務部のホームページ (<http://www.mukogawa-u.ac.jp/~kyoumuka/>) の「履修便覧(在学生用)」のページにて、修正された生活環境学科・平成30年度入学生用の履修要項(修正が赤字・青字で反映された履修便覧)を参照し、よく確認すること。なお、下級学年の科目を聴講計画している場合は、その学年の履修便覧も併せて参照し、開講中止や開講期の変更などが無いかを確認すること。
- 2 平成30年度履修便覧に記載されている同じ名称の科目が、現在も開講されていれば履修することができる。また、科目名が変更されている科目についても、「読み替え」が設定されていれば履修することができる。「読み替え」については、担任ガイダンスで配布される時間割で確認すること。
- 3 短大在籍時に修得した単位は、「包括認定」として、修得単位数のみが認定されているが、資格関連科目等、個別に単位認定されている科目もある。これらの科目は履修できない。また、初期演習、情報リテラシーは履修できない。入学前既修得単位として単位認定された科目のうち、教員免許状申請に使用できる科目については、評価及び成績通知書に「教認」と表示される。
- 4 コース履修願について、平成30年度履修便覧(p98)には、1年次後期に提出することとされているが、編入学生の場合は、編入学選拔出願時の申請を充当する。
- 5 教員免許状(中学・高校家庭一種)、学校図書館司書教諭並びに1級及び2級テキストアドバイザー資格認定証を取得しようとする者、また、図書館司書課程の履修を希望する者は、諸規定に従って手続きをしなければならないので、学校教育センター委員、教務委員または担任の指導を受けること。
- 6 教職課程科目の履修は、平成30年度履修便覧を参照すること。ただし、教職課程について、編入学生は平成31年4月改正の教育職員免許法・同施行規則が適用されるため、「特別支援教育論」と「総合的な学習の時間と特別活動」の2科目を追加で修得する必要がある等、免許取得に関する必修科目・必要単位が『履修便覧』の内容とは異なる。そのため、履修に関しては、必ず学校教育センター委員の指導を受けること。
- 7 テキスタイルアドバイザー課程履修願について、平成30年度履修便覧(p98~99)には、2年次6月に提出することとされているが、編入学生の場合、希望者は編入学後の3年次6月に提出すること。